

習志野市教育委員会会議録
(令和5年第6回定例会)

- | | | | |
|---|------|----------------|-----------|
| 1 | 期 日 | 令和5年6月28日(水) | |
| | | 市庁舎3階大会議室 | |
| | | 開会時刻 | 午後1時30分 |
| | | 閉会時刻 | 午後2時35分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 古 本 敬 明 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智 津 子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 菅 原 優 |
| | | 生涯学習部長 | 片 岡 利 江 |
| | | 学校教育部参事 | 小 平 修 |
| | | 学校教育部次長 | 杉 山 健 一 |
| | | 生涯学習部次長 | 芹 澤 佐 知 子 |
| | | 学校教育部副参事 | 相 澤 慶 一 |
| | | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔 |
| | | 教育総務課長 | 中 野 充 |
| | | 学校教育課長 | 奥 秋 裕 司 |
| | | 指導課長 | 近 藤 篤 史 |
| | | 総合教育センター所長 | 小 出 広 恵 |
| | | 社会教育課長 | 越 川 智 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 宮 崎 宗 長 |
| | | 学校教育部主幹 | 河 村 幸 枝 |
| | | 学校教育部主幹 | 高 瀬 哲 |
| | | 学校教育部主幹 | 奥 山 昭 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 志 摩 豊 |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 寺 嶋 耕 一 |
| | | 指導課主任指導主事 | 伊 坂 尚 子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和5年度学校基本調査の結果について
- (2) 新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について
- (3) 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について
- (4) いじめ匿名メール相談について
- (5) 臨時代理の報告について
(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)

第3 議決事項

議案第18号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

議案第19号 令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

報告事項(5)を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第18号及び議案第19号並びに報告事項(5)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和5年第5回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和5年度学校基本調査の結果について

(教育総務課)

河村学校教育部主幹

報告事項(1)「令和5年度学校基本調査の結果について」、説明する。学校基本調査は、学校教育行政に必要な基本事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、5月1日を基準日として、文部科学省が毎年実施しているものである。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。はじめに、市立幼稚園・こども園、小学校・中学校、高等学校の園児・児童・生徒数、学級数及び教職員数について、報告する。まず、学級数と人数について、令和5年度において、幼稚園は6園で、13学級、園児数は合計で137人となっており、前年度より学級数で1増、園児数で36人の減少となる。こども園は5園で、3歳児・4歳児・5歳児の合計数となる。本年度は29学級、628人で、前年度より学級数で1、園児数で22人の減少となっている。小学校は16校で、合計で348学級、9,060人となっており、前年度と学級数は同数、児童数は37人減となる。中学校は7校で、合計で143学級、4,066人で、前年度より学級数は3学級減、生徒数も46人の減となっている。習志野高等学校については、24学級、947人で、学級数は変わらず生徒数は4人減となっている。全国及び千葉県ともにここ数年は、児童生徒数が1%程度ずつ減少していた。これまで微増してきた習志野市の児童生徒数であるが、習志野市においても児童生徒数減少へ転じ始めている。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。教職員数については、幼稚園は合計で24人となっており、前年度と同数である。また、こども園では合計で49人となっており、1人減となっている。小学校では、合計628人で、前年度と同数である。これは、児童数は減っているものの、学級数が前年と同数のためである。中学校では合計298人で、前年度より6人減となっている。これは学級数が減少したことに伴い定数が減ったためである。高等学校では82人で、臨時的任用講師等が増え、6人の増となっている。園児・児童・生徒数は145人減となっているが、教職員については適正に配置できている状況である。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。各園・学校の園児・児童・生徒数について、小学校で最も増えているのは谷津南小学校で64人の増加となっている。これはバス通学児童数が増加しているためである。最も減っているのは東習志野小学校で70人の減少である。こちらは卒業年齢人口に対し、入学年齢人口が減少していることが原因である。全体的には児童数が減少しているが、学校毎に見ると地域的な部分で増減している。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。中学校では、生徒数が増えているのは第一中学校のみで36人増である。その他の中学校では第二中学校で43人減、第七中学校で31人減のように生徒数が減少している。これも一歳階級あたりの人口の増減が理由である。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。幼稚園においては 全体的に学級数及び園児数が減少しており、合計36人減となっている。こども園でも園児数が減少し、全体では22人減となっている。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。近年の幼稚園、こども園の状況については、それまで14園あった幼稚園は6園に縮小し、それに代わってこども園が順次整備されていったことから、平成30年度に幼稚園とこども園に在籍する園児の数は逆転している。近年の傾向として、幼稚園児とこども園の短時間児が減り、長時間児の保育需要は一定となっている。市立私立保育所等の園児数をみると、保育需要が増加傾向にあり、全国的に少子化が進む中、子育て世代のニーズとして、保育を希望する家庭が増えていることがわかる。今後、向山こども園、藤崎こども園が開園予定であり、全ての中学校区に一つずつこども園を設置し、保護者のニーズに対応していきたいと考えている。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。小学校の児童数・学級数の6年間の経年変化を見てみると、奏の杜地区や東習志野地区ユトリシアなどの大規模開発により、小学校の児童数は微増・減をしながら徐々に増加してきた。東習志野地区ユトリシアの開発による影響を受けてきた東習志野小学校、実花小学校の児童数はピークアウトを迎え、減少する推計となっている。奏の杜地区周辺の谷津小学校、谷津南小学校及び向山小学校は増加する推計であるが、その他の学校については、児童数減少の傾向にあり、全市的には減少する予想となっている。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。中学校の生徒数と学級数の経年変化について、平成30年度から令和元年度で減少し、その後令和4年度まで増加したが、令和5年度は46

人減少した。推計値では、今後、小学校児童数の影響を受けつつ、生徒数が増加に転じる予測となっている。今後の動向については、開発等によって変動することも予想される。特に津田沼駅南口市街地再開発事業やUR袖ヶ浦団地再生事業、鷺沼特定土地区画整理事業などを注視していく、と概要を説明

高橋委員

幼稚園児数・こども園児数に関することとして、こども園には長時間児と短時間児の枠があると思うが、全て保護者の希望どおりとなっているのか、と質問

志摩学校教育部主幹

保育園に希望どおり入ることができているかという御質問だと思うが、まず習志野市の待機児童は、令和4年4月1日現在で16名のところ、令和5年4月1日が8名で待機児童としては減っているところである。ただし、希望した園に通えていない方も中にはいると認識しているが、待機児童が減っている部分については、希望に添えていると捉えている、と回答

高橋委員

以前、教育委員会定例会で、そろそろ待機児童がゼロになることが見込まれているという内容の説明があったため、それを踏まえて伺ったところである。保護者が長時間児を希望しているのに、短時間児しか枠がなく希望がとおらないといったことがあるのかどうか教えていただきたい、と質問

志摩学校教育部主幹

長時間児を希望したが、結果的に短時間児になってしまった方は、何名かいたと認識している、と回答

高橋委員

今後もその辺りの目配りをしていただき、保護者の希望に添えるような体制づくりをお願いしたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について (指導課)

近藤指導課長

報告事項(2)「新型コロナウイルス感染症5類移行後の学校生活について」、説明する。

資料を御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行され1ヶ月以上が経過した。各学校においてもコロナ前の生活様式に戻りつつあることから、現在のマスクの着用や給食時の様子について調査した結果を御報告するものである。

まず、マスクの着用については、市立全小中学校の管理職への聞き取りをまとめたものを示している。平均値をまとめたものであることから、学校ごとの状況には差があることを御了承いただきたい。全体的な傾向として、小学校では低学年児童の多くがマスクを外しているが、高学年になるにつれて着用する児童は増えている。中学校は小学校に比べ、校舎内外に関わらず、マスクを着用している生徒が多いのが現状である。5類移行後もコロナがなくなったわけではなく、実際市内でも感染が報告されている。マスクの着用は任意のため、無理に外す指導はしていないが、暑

さが厳しくなっている中、熱中症等体調への影響が心配される。各学校には、くれぐれも児童生徒の体調の変化に気を付け、児童を見守るとともに、時と場合に応じたマスクの着脱をするよう指導していきたいと考えている。

給食指導に関しては、座席の配置について、コロナ前から各担任の判断によりさまざまな形態があった。コロナの影響で全員前向き、机を離して黙食という形をとっていたが、現在は以前と同様、各担任の判断により様々な形態となっている。また、会話を楽しみながら給食の時間を過ごしている。教師も児童生徒に関わり、食べる量の調整をしたり、一緒に会話を楽しんだりする姿が見られた。

実際の児童生徒の様子として、津田沼小学校の学習中の様子は、体育の授業において、ほぼ全ての児童がマスクを着用していない状況である。特別支援学級では、机の配置は学習内容によって様々で、マスクをしている児童も散見される。1年生は、隣の児童と机をつけて学習しており、また、タブレットを使った学習では、市で配置しているICT支援員が補助する様子も伺えた。3年生は、隣の児童と席をつけて学習しており、また、体調が優れず欠席している児童がオンラインで参加している様子が見られた。別のクラスでも同様の机の配置であった。6年生の学習の様子としては、マスクを着用している児童が若干増えていた。

秋津小学校の給食の様子としては、1年生のあるクラスでは、前向き、隣の児童と席をつけて会話を楽しみながら食べていた。3年生のあるクラスでは、グループで食べており、グループの机の配置も様々なパターンがあり、やや机を離してグループを作っているクラスもあった。6年生のあるクラスでは、いつも全員で一つの輪になり、顔を見合いながら食べているところもあれば、机を離して向かい合う形で食べているクラスもあった。

第七中学校の給食の様子としては、3年生は、机の形は黙食していたころとほぼ同様に前向きであるが、和やかな雰囲気ですべてを食べていた。2年生は、教師が生徒の席を回って食べる量の調整をする様子が、1年生は、和やかな給食の様子が見受けられた。

今後も基本的な感染症対策に取り組みつつ、マスクの着脱がいじめや差別のきっかけにならないよう配慮し、児童生徒の様子を見守っていききたいと考えている、と概要を説明

馬場委員

新型コロナウイルスが流行する前からマスクの着用は強制ではなく、個人の判断によるのが大前提であると思うが、一昨日、中学校の学校訪問をしたところ、ほぼ全員がマスクを着用していた状況であった。その中で、体育の授業があり、校庭での授業と体育館での授業をそれぞれ見させていただいたが、マスクを外している生徒が3分の1ぐらいで、女の子はほぼ全員マスクを着けている状況であった。一昨日はとても暑い日で、ハードルの授業をマスクを着けながら全速力で走っており、見ている方が息が苦しくなるようぐらいで心配であった。外すなども、着けるなども指導してはならないと思うが、体育の授業においてはやはりそういった指導や助言が、この時期は特に必要なのではないかと思う。最終的には生徒が判断をすることにはなるが、そういった声掛けがあると良いと感じるがいかがか、と質問

近藤指導課長

御指摘のとおり、健康面については非常に心配しているところである。資料でも御覧いただいたとおり、体育の授業や外遊びは他の平常の生活に比べれば、比較的外す児童生徒が多いのが現状である。他の子がマスクを外していない状況では外しづらい、また、マスクを着けることが定着しており、外すことに抵抗があるという児童生徒もいる。もちろん健康に留意して、今後も引き続き、担任教師にも投げかけをしていきたいと考えている。特に運動面においては、今後暑さが増々厳しくなることから、各学校に注意をしっかりと呼び掛けていきたい、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について (総合教育センター)

小出総合教育センター所長

報告事項(3)「習志野市教員のICT活用指導力の実態の分析・考察の結果について」、説明する。本報告は、文部科学省の実態調査をもとに習志野市独自で検証したものである。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。本調査は、令和3年度は714名の教員、令和4年度は681名の教員を対象にアンケートをとった調査結果である。令和3年度に一人一台の端末が導入され、この2年間で何が変わったのかを中心に説明する。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。教員のICT活用指導力に関する調査大項目は、AからDの4項目で、これらの各大項目に4つの小項目、計16項目に対し、「できる」、「ややできる」、「あまりできない」、「できない」の4段階で、教員が自己評価をする形で調査したものである。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。大項目Aの「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」は全国に比べてやや低い傾向で、大項目Bの「授業にICTを活用して指導する能力」は全国平均レベル、大項目Cの「児童生徒のICT活用を指導する能力」は全国に比べてやや弱い状況で、最後の大項目Dの「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」は全国レベルより高い状況であった。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。本市の令和3年度と令和4年度を比較した結果についてまとめたものである。大項目AからDの全てにおいて令和4年度は向上している。A-2とA-3からは、インターネットやワード、エクセルなど普段の生活の中で使用頻度の高いものを教育には活用していないという教員が少数ではあるがいるということが伺える。A-4からは、ICT活用に限らず評価を想定した授業づくりそのものに課題があるとも言えそうである。大項目Cの「児童生徒のICT活用を指導する能力」は令和3年度においては他の項目に比べて低い傾向が目立っていたが、令和4年度は上昇している。中には90%を超えるものもあり、教師が指導に自信を持てるようになってきたものと考えている。

スライド資料3ページ目下段及び4ページ目上段を御覧いただきたい。本市の教員の「授業にICTを活用して指導する能力について」の成果と課題について説明する。質問B-3は、タブレット端末を活用することにより、児童生徒一人一人の習熟度に応じた課題に取り組みせることができるかについて、令和3年度における全国と本市の調査結果である。全国と比較して本市は同じくらいで、端末導入一年目は、全国的にも先生方が感じている児童生徒の端末活用への実感は同程度であることがわかる。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。本市の令和3年度と令和4年度を見てみると令和3年度に比べ、先生方が自信を持つことができるようになり、全体的にポイントが上がっており、結果として令和4年度は6ポイント上昇した。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。ポイントをさらに上げるための一例として、児童生徒の能力に応じた課題を配付できる機能をもったクラスノートブックを活用することができる教員を増やすことが考えられる。課題の配付機能を使用することで、プリント等の資料準備に時間がかからないことから成果を上げることができると考えている。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。総合教育センターとしては、今後導入されるAI型デジタルドリルを活用した、習熟度別の学習教材の提供を行うとともに、活用できるよう環境整備を整えていく。今後は多くの教員がより身近に活用できるよう、実践例の周知を図っていく予

定である。

スライド資料6ページ目上段及び下段を御覧いただきたい。協働的な学びに関わる結果について、質問B-4は、グループ活動などでICT機器を活用できているかについて、令和3年度における全国と本市の調査結果である。全国と同水準の傾向が伺える。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。市の令和3年度と令和4年度の結果で、令和3年度よりも12ポイント上がり、こちらからも教師の自信が上がってきたことが伺える。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。さらにポイントを上げるためには、例えば、Teamsを使ったグループ活動を設定しての活動が挙げられる。様々な教科において利用頻度を増やしていけるよう各教科の指導主事による指導・支援が必要だと考えている。

スライド資料8ページ目上段及び下段を御覧いただきたい。挙手による特定の偏った意見で終わらないよう、アンケート機能を活用して共有化を図ったり、データ資料や発表資料を同時に作成できるツールを使ったりすることでグループでの共同作業を可能とする環境の活用を推進していく。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。課題を解決し、さらなる学びのスタイルを研究するために、①については、ICT学習指導員による授業場面での効果的なICTの活用支援、②については、ICT支援員による授業・環境面での支援、③については、ICTマイスターによる教師間でのサポートや研究を行っている。このような取り組みを行ったことが令和3年度よりもポイントが上がった成果と捉えている。

スライド資料9ページ目下段を御覧いただきたい。最後に資質・能力の育成に関わる結果について説明する。

スライド資料10ページ目上段を御覧いただきたい。質問C-4については、全国と本市の児童生徒のICT活用を指導する能力を問う設問の調査結果である。全国と比較同水準であるが、先ほどの大項目Bの「授業にICTを活用して指導する能力」の向上が本大項目C「児童生徒のICT活用を指導する能力」の向上につながるものと考えている。

スライド資料10ページ目下段を御覧いただきたい。本市の令和3年度と令和4年度の結果で、青い部分が「あまりできない」、「ほとんどできない」と回答した割合となっている。割合を整数で表記しているため、小数点以下の数値が計算され青色の数値となっている。令和3年度よりも12ポイント減少し、教員の意識の向上が見られる。授業において基本となる、児童生徒にどのような力をつけさせたいのか、そのためにどのような流れで授業を行い、どのような活動を行うのか、その時にどのようなソフト、ICT機器等が効果的な力を発揮するのか等を学び、考え、実際に使用し試行錯誤しながら実践を積み重ねていくことで、教員が自信をもって児童生徒に指導していくことが重要であると考えている。この点からも、教員の力量の向上は欠かせないものである。総合教育センターとしては、そのための研修を企画・実施するとともに、環境整備を進めていきたいと考えている。

スライド資料11ページ目を御覧いただきたい。今後も、タブレット端末があるからこそ実現に近づける、「わかる・できる」授業の創造を目指していく、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) いじめ匿名メール相談について

(総合教育センター)

小出総合教育センター所長

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。本市で導入しているいじめ匿名メール相談WEBアプリ「STANDBY」は、児童生徒がタブレット端末を使って匿名で相談することができる事業

である。「友達からいじめられている」、「友達がいじめられている」等、先生や家族、友達になかなか相談しづらいことを匿名で相談でき、誰にも相談できずに悩んでいる児童生徒にとって新たな相談窓口の1つとなることを目指し、昨年度導入したものである。相談の対象学年は、小学校5年生から中学校3年生である。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。いじめメール相談を受信した場合の流れについて、相談メールを受けた総合教育センターでは、教育相談員や心理士、指導主事からなるメール相談チームが返信文の検討をし、相談内容に合わせた返信を行っている。相談内容は全て指導課と共有し、緊急時にはすぐに教育長に共有できるよう体制を整えている。緊急時の連携については、関係機関とも素早く連携・対応を行っている。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。令和4年度の成果については、相談件数はアプリの導入以前の令和3年度のメール相談は、延べ52件であったが令和4年度は延べ681件となり、件数が大幅に増加している。また、681件のうち660件がアプリからの相談であり、いじめに関する相談としては、111件のうち107件がアプリからの相談であった。以上のことから、本アプリを導入したことにより、メール相談は「児童生徒にとって相談しやすい窓口」となったと考えられる。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。もう一つの成果としては、自分自身の相談ではなく、「周囲の友達がいじめられている」という相談が寄せられたということである。先ほどのいじめに関する相談の延べ件数111件のうち相談実件数としては36件で、そのうち3分の1の12件が「周囲の友達がいじめられている」と相談してくれたものであった。

スライド資料3ページ目下段を御覧いただきたい。今後の課題について、1つ目は、教育相談に関わる職員の相談スキルの向上、2つ目は、相談対象学年の拡大である。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。1つ目の教育相談に関わる職員の相談スキルの向上については、いじめメール相談に送られてくる相談内容が多岐に渡っている。いじめ以外にもLGBTQや自殺念慮、自傷行為、友人関係や家族、部活動のこと等の相談が寄せられていることから、教育相談に対応する職員の相談スキルの向上が喫緊の課題であると感じている。今年度、教育相談担当職員全員が「SNSメール相談研修」に参加し、児童生徒の悩みに寄り添ったメールの返信について学んでいる。先日もオンライン研修を実施し、アプリを導入している他市のメール対応事例の共有や対処法について情報交換を行ったところである。今後も、定期的な研修の実施や、他市との情報共有をとおして、相談スキルの向上を図り、課題解決に取り組んでいきたいと考えている。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。2つ目の相談対象者の拡大については、昨年度、今年度と最も相談が多い学年は小学校5年生で、次に小学校6年生となっており、小学校だけで相談全体の8割を超えている。そのため、高学年になる前の小学校4年生にも拡大する必要があるのかについて研究していく。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。今年度4月、5月に行った事前授業の内容について紹介する。小学校5年生に「脱いじめ傍観者教育」を、中学校1年生に「ハウレンソウ教育」の事前授業を実施した。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。小学校5年生の脱いじめ傍観者教育では、授業の冒頭で、主人公がいじめの傍観者の立場にあるドラマを視聴し、自分が主人公の立場であったときどうするかを考え、友達と意見交換をした。主人公の立場に立って考え、「言わないとちょっとひどくなりそう」、「何もしないと後悔しそう」、「こんなにうまくいかないと思う」、「自分で解決すべきだと思う」、「先生に言えばいい」など様々な意見が出ていた。そして、いじめを止める仕組みについて聞き、授業の振り返りを行った。授業の最後には「STANDBY」にアクセスし、テストメールを送り、相談の仕方を学んだ。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。中学校1年生は、「SOSの出し方」、特に「報

告・連絡・相談の大切さ」を学ぶ「ハウレンソウ教育」を実施し、授業では、主人公がいじめの被害者の立場にあるドラマを視聴した。自分がいじめられている主人公だったらどうするかという質問に、「相談をする」と答える生徒もいたが、「自分で解決する」と書く生徒もいた。小学校同様、まとめの後には、アプリの登録を行い、テストメールを送信している。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。令和4年第6回定例会において、委員から御意見をいただいた内容について、アプリの利用にあたり、児童生徒に大切な事柄を理解してもらうために、児童生徒にわかりやすい表現で利用規約の概要版を作成し、「STANDBY」とおしてタブレット端末に直接送信した。こちらの利用規約概要版は保護者も確認することが可能となっている。本編資料の3ページ目に添付している。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。最後に、今年度の4月、5月の累計受理ケース件数を実件数で報告するものである。表の括弧内の数字は、アプリの導入前から使われているメール相談からの相談件数となっている。小学生・中学生を合わせて累計33件となっている。そのうち4件はアプリ以外の相談件数となる。いじめに関する相談は小学生2件、中学生1件であった。また、小学生26件のうち19件が5年生からの相談、中学生5件のうち、3件が1年生からの相談であった。「脱いじめ傍観者教育」、「ハウレンソウ教育」により、他の学年と比べ、身近な人に相談しにくいことをメールで相談するという意識づけができたと考えている。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。総合教育センターとしては、これからもなかなか「相談できない」子ども達の窓口となるよう課題解決に取り組みながら、一人一人の子ども達の気持ちに寄り添った相談・支援を心掛けていく、と概要を説明

高橋委員

令和4年第6回定例会で指摘した、アプリを利用する上での「STANDBY」の利用規約の表現等について改善していただき良かったと思っている。2点質問がある。1点目はこの規約についてであるが、実際読んでみると、「知的財産権」や「免責事項」など、小学生が理解するのはとても難しい表現がある。もし、子ども達に理解してもらうのであれば、意味のあるイラストを付すなどの工夫も必要ではないか。昨年の定例会で申し上げた主旨としては、そもそも子ども達自身にこの規約を承諾する権限を与えるのではなく、保護者にきちんと説明して子ども達がアプリを使うことについて、保護者から了承をとればよいのではないかと提案したと記憶している。具体的には、契約することそのものを目的にするのではなく、アプリを使用することによるメリットや危険等を子ども達自身が分かるような説明をすとか、知っておいてほしい事を説明するといった方法があると思う。アプリを使うこと自体に許可が必要であれば、保護者が許可をするという取り扱いにできないのか、検討する余地があるのであれば教えていただきたい。

2点目は、統計を見ると、アクセスしやすくなったことにより、子ども達からすると今までは言えなかった内容の相談にも乗ってもらえているようでとても素晴らしいと思うが、一方で今までよりも多くの相談が来ているわけで、それを受ける側のスタッフの負担が大きくなっていることが心配である。今までと比べて、勝手に変わり支援活動に変化があったのか、また、負担はどうなったのか、実際の感触がわかれば教えていただきたい、と質問

小出総合教育センター所長

1点目の利用規約については、昨年御意見をいただき、まずはそちらを取り入れての第一歩が概要版の作成であったが、本市が作成したアプリではないという理由から、規約についても業者作成の規約を少しでも子ども達に分かるように、また、保護者が確認できるようにという工夫をしたところである。しかし、やはりまだ難しい言葉や表現がある点は課題が残っていると感じた。いただいた御意見を加味し、より子ども達に分かりやすい、そして保護者との確認をどのようにしていくのか、業者とも相談をしながら改善を図っていきたいと思っている。併せて、先ほど御紹介させ

ていただいた事前授業の際に、直接業者から子ども達に伝えている場面もいくつかあるため、そういう機会を大切にしていきたいと考えている。

2点目について、メール相談にはチームで対応しているところであるが、メール相談に限らず、電話相談や来所相談の件数が、実際非常に増えているというのが現実である。相談に関わる職員については、相当負担も増えているのが実際の感触としてある。メール相談に限ったところで申し上げますと、相談内容が多岐に渡っていることから、一つの案件に対して、どのように回答をすべきかなど非常に悩むケースもある。一旦は回答の返信文を作るが、もっと良い内容を再考したり、相談文の中でなぜこの言葉や表現を使っているのかの背景を想像したりなど、非常に検討を重ねて返信をしている状態である。こういったことから、精神的にも時間的にも負担が増えているというのが現実問題ではあるが、困っている子ども達の相談窓口となって支援ができていないのか、何かしらの助けになっているのではないかと、我々のやりがいにもなっていると感じている。中には、いじめに限らず他の問題についても、無事に解決できたという嬉しい返信もあり、本当に我々の励みになっているのもまた現状である、と回答

高橋委員

非常に先進的で素晴らしい取り組みをしていただいていると思うので、負担がかかっている総合教育センターや相談員の方々を教育委員会全体でサポートして、これからさらなる周知をぜひお願いしたい、と要望

馬場委員

1点目として、規約への保護者の関わり方についてだが、メールを利用するか否かに関わらず全員を対象として保護者が利用規約を読んで承諾をする取り扱いであれば良いが、そうではなく、メールを利用する時になってから、そのタイミングで保護者の承諾を必要とする取り扱いにした場合、保護者には内緒でメールをしたい子どもにとっては、使いづらさが出てくるのではないかと思う。仮に、保護者に規約を読んでもらい承諾をしてもらう対応とするのであれば、全員が利用するという前提のもと取り扱う方が良いと思う。

また、相談内容が多岐に渡っていて、件数も増えており、その分職員の負担も増しているという点については、これまでに御報告いただいている、いじめアンケート調査結果で、相談したくてもできなかったという割合が減ることに繋がっていると思うので、大変だとは思いますが、素直に喜ばしいことだと感じている。

2点目として、相談の対象学年を小学校4年生まで拡大する必要があるのかを研究するとの説明であったが、子育ての経験から、実感としては、いわゆる中学年と呼ばれる小学校の3年生や4年生ぐらいになると、人間関係が少し複雑になってくる印象があるため、小学校5年生になってからよりも、その前から利用できる仕組みがあった方が良いと思う。アンケートの内容を元に精査されるとのことで、拡大に関してはぜひ前向きに検討していただきたい、と要望

小出総合教育センター所長

1点目の規約については、第1条の3において、メールサービスの利用開始をもって、本規約の内容を承諾したこととなる、と規定されていることから、この点を御理解いただければと思う。保護者に承諾を得ることをもってして利用するということは今のところないが、子ども達が利用するものを保護者が何も知らないというのも問題であると認識していることから、保護者にも確認をしていただくことで今年度は取り組んでいる。

2点目の相談の対象学年の拡大については、拡大に関してだけでなく、今まで相談できなかった子ども達が減っているのかも含めて、今後研究していかなければならないと捉えている。また、職員の負担が大きいという点に関しては、今年度1名心理士が増えている状況ではあるものの、

様々な相談方法の活用により、それに伴って相談件数が増加しており、対応する保護者や子ども達の状況等についても、研究を進めていく上で委員の御指摘を生かしていきたいと思っている、と回答

赤澤委員

スライド資料2ページ目下段の表で、「その他」の項目が令和3年度延べ件数と比較して、令和4年度は569件に跳ね上がっており、激増の理由は何か教えていただきたい。ここまで増えてしまうと対応する職員の人員確保や体制づくりに、無理があるのではないかと心配である。さらに、相談の対象学年を小学校3年生や4年生までを広げること検討していくとのことで、これも相まって、対応によってはデリケートな問題のため非常に難しい状況になってしまうのではないかと心配であるがいかがか、と質問

小出総合教育センター所長

相談の件数の急激な増加については、令和3年度まではアプリが無く、令和4年度に小学校5年生から中学校3年生までを対象にアプリを導入したことから、相談できる対象者が一気に増えたことが理由であると推測している。今年度に関しては、匿名メール相談は実質小学校5年生だけが初めてであったことから、今後はここまで急激な変化はあまりないように思う。どのように推移していくのか今後も動向を注視していかなくてはならないと考えている。

相談の対象学年の拡大については、御指摘のとおり、人員体制が重要な課題であると捉えている。今後も、多方面から御指導や御助言をいただきながら対応をしていきたい、と回答

小熊教育長

委員からの御意見を受け、特に保護者への周知については、今一度、しっかりとその都度確認をしながら進めていきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

<議案第18号及び議案第19号並びに報告事項(5)については非公開>

議案第18号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

(教育総務課)

河村学校教育部主幹

議案第18号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明

採決の結果、議案第18号は原案どおり可決された。

議案第19号 令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について(教育総務課)

宮崎学校教育部主幹

議案第19号「令和5年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第19号は原案どおり可決された。

報告事項(5) 臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)
(教育総務課)

杉山学校教育部次長

報告事項(5)「臨時代理の報告について(習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について)」、概要を説明

報告事項(5)は終了した。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第6回定例会の閉会を宣言